

小松市職員の障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の訓令をここに公表する。

平成 29 年 1 月 4 日

小松市長 和田 慎司

小松市訓令第 1 号

## 小松市職員の障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第 7 条に規定する事項に関し、本市職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第 7 条第 1 項の規定により行政サービスの提供及びそれに付随する一切の業務（以下「行政サービスの提供等」という。）を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいという。以下同じ。）を理由として、障がいのある人等（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすること（以下「不当な差別的取扱い」という。）により、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

### (合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第 7 条第 2 項の規定により行政サービスの提供等を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人等の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人等の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

### (所属長の責務)

第 4 条 所属長は、障がい理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障がいのある人に対する不当な差別的取扱いが行われないよう

注意し、及び障がいのある人に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関し、所属職員に注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障がいのある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、所属職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 本市に、その職員による障がいを理由とする差別に関する障がいのある人等及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に的確に対応するため、別表に定める対応窓口を置く。

2 相談等においては、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールに加え、障がいのある人等が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

(情報の集約等)

第6条 障がい福祉の所管課は、前条の規定により寄せられた相談等について、相談者のプライバシーに配慮しつつ情報を集約し、以後の相談及び行政サービスの提供等の改善に活用するものとする。

(研修・啓発)

第7条 障がい福祉の所管課及び職員研修の所管課は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、障がい特性の理解や配慮すべき事項について必要な研修・啓発を行うものとする。

(知識の普及・意識啓発)

第8条 障がい福祉の所管課は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、一般市民や事業所に対し、障がいに対する正しい知識の普及と障がいのある人等に対する意識啓発について積極的に取り組むものとする。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

別表（第5条関係）

対応窓口	相談内容等
当該職員の所属課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が行った不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談・苦情等</li> <li>・ 社会的障壁の除去のための話し合い等</li> </ul>
障がい福祉の所管課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接障がい福祉の所管課に相談があった場合等</li> <li>・ 法に関する問い合わせ等</li> </ul>